

確認項目及び確認文書

P 1 ~ P 5

(特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型))

介護保険施設等運営指導マニュアル (令和4年3月)
(厚生労働省老健局総務課介護保険指導室)
別添1から抜粋

110 特定施設入居者生活介護

個別サービスの質に関する事項			
		確認項目	確認文書
設備	設備 (第177条、第192条の6)	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図に合致しているか【目視】 ・使用目的に沿って使われているか【目視】 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図
運営	内容及び手続の説明及び契約の締結等 (第178条、第192条の7)	<ul style="list-style-type: none"> ・入居申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 (入居申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・入居契約書
	サービス提供の記録 (第181条)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の状況等を記録しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 ・業務日誌
	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針 (第183条)	<ul style="list-style-type: none"> ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか ・身体的拘束等の適正化を図っているか（身体的拘束等を行わない体制づくりを進める策を講じているか） ・やむを得ず身体的拘束等をしている場合、家族に確認をしているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等廃止に関する（適正化のための）指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・（身体的拘束等がある場合）入居者の記録、家族への確認書
	特定施設サービス計画の作成 (第184条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望を踏まえて特定施設サービス計画が立てられているか ・利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を行っているか ・利用者が現に抱える問題点、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか ・特定施設サービス計画の作成に当たり、計画策定担当者は他の特定施設従業者と協議しているか ・特定施設サービス計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか ・特定施設サービス計画に基づいたケアの提供をしているか ・目標の達成状況は記録されているか ・達成状況に基づき、新たな特定施設サービス計画が立てられているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・サービス提供記録 ・モニタリングシート
	介護 (第185条)	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら入浴が困難な利用者に対する入浴の回数及び方法は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録／業務日誌

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			確認文書
人員	従業者の員数 (第175条、第192条の4)	・利用者に対し、従業者の員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか	・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証
	管理者 (第176条、第192条の5)	・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード
運営	受給資格等の確認 (第11条)	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	利用料等の受領 (第182条)	・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	・請求書 ・領収書
	緊急時等の対応 (第51条)	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
	運営規程 (第189条、第192条の9)	・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3.入居定員及び居室数 4.指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 6.施設の利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する事項 10.その他運営に関する重要事項 注) 外部サービス利用型の場合 1.事業の目的及び運営の方針 2.外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入居定員及び居室数 4.外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 6.利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 7.施設の利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項	・運営規程

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
		確認項目	確認文書
運 営	勤務体制の確保等 (第 190 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は特定施設の従業員によって行われているか ・業務の全部又は一部を委託している場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し結果を記録しているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録 ・委託事業者の業務の実施状況の確認記録
	業務継続計画の策定等 (第 30 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。 ・従業員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・計画の見直しを行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録
	非常災害対策 (第 103 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・避難・救出等の訓練を実施しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・避難・救出等訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出 ・消防用設備点検の記録
	衛生管理等 (第 104 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 か月に 1 回開催しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			確認文書
運 営	秘密保持等 (第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	広告 (第 34 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット／チラシ
	苦情処理 (第 36 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	事故発生時の対応 (第 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡記録 ・事故対応記録 ・再発防止策の検討の記録
	虐待の防止 (第 37 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業員に周知しているか ・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか ・従業員に対して虐待の発生・再発防止の研修及び訓練を実施しているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修及び訓練計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

注 1) () は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の該当条項

注 2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

「運営規程」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「勤務体制の確保」のうち認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」

令和 6 年 4 月 1 日より適用（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

令和5年度 鹿児島県介護保険施設等集団指導 資料

人員基準，設備基準及び運営基準等について・・・P7
介護給付費の算定及び取扱いについて・・・P34

(特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型))

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

	着 眼 点	自己評価
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	適 ・ 否
	(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	適 ・ 否
	(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について</p> <p>(4)は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。</p> <p>「常勤換算方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 <p>「常勤」</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 		<p>基準 第3条</p> <p>解釈 第3の一の3(1)</p> <p>解釈 第2の2</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>

	着 眼 点	自己評価
第1 趣旨及び基本方針	<p>指定特定施設入居者生活介護事業の第1から第4までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、以下に定めるところによるものとする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。</p>	適・否
第2 人員に関する基準		
1 従業者の員数	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p>	適・否
(1) 生活相談員	<p>(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。</p> <p>(2) 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。</p>	適・否
(2) 介護職員	<p>(1) 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であるか。</p>	適・否
(3) 計画作成担当者	<p>(1) 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。</p> <p>(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 特定施設サービス計画に位置付けられた目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成し、適切に行っているか。 	<p>○指定申請書（控）</p> <p>○特定施設サービス計画</p> <p>○実績記録 など</p>	<p>法第73条第1項</p> <p>基準</p> <p>第192条の2</p> <p>基準</p> <p>第192条の3</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者であるか。 同等以上とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有することが望ましい。 事業所ごとに利用者の状況等に応じて設定された宿直時間帯を含めて、確保されているか。 	<p>○勤務表</p> <p>○出勤簿</p> <p>○運営規程</p> <p>○資格証 など</p>	<p>法第74条第1項</p> <p>基準</p> <p>第192条の4</p> <p>基準</p> <p>第192条の4第1項</p> <p>第一号</p> <p>基準</p> <p>第192条の4第5項</p> <p>基準</p> <p>第192条の4第1項</p> <p>第二号</p> <p>基準</p> <p>第192条の4第1項</p> <p>第三号</p> <p>基準</p> <p>第192条の4第6項</p> <p>解釈</p> <p>第3の十の2の1の(3)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 要介護者等のサービス提供に従事する者と、他の従業者と明確に区分するための措置及び趣旨が運営規程に明示されているか。 			
<ul style="list-style-type: none"> 「他の職務」は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。 			

	着 眼 点	自己評価
(4) その他	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者を確保しているか。 ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。	適・否
2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている場合の従業者の員数	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、1の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとなっているか。	適・否
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数（総利用者数）が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。 (2) 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	適・否 適・否
(2) 介護職員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であるか。	適・否
(3) 計画作成担当者	(1) 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。 (2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤となっているか。 ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	適・否 適・否
(4) その他	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者を確保しているか。 ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。	適・否
(経過措置)	第192条の4の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに利用者の状況等に応じて設定された宿直時間帯を含めて、確保されているか。 ・ 要介護者等のサービス提供に従事する者と、他の従業者と明確に区分するための措置及び趣旨が運営規程に明示されているか。 ・ 要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以上と算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務表 ○出勤簿 ○運営規程 ○資格証 など 	基準 第192条の4第4項	
		基準 第192条の4第2項 第一号	
		基準 第192条の4第5項	
		基準 第192条の4第2項 第二号	
		基準 第192条の4第2項 第三号 基準 第192条の4第6項	
※ 転換とは、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。		基準 第192条の4第4項	
		附則第15条	

	着 眼 点	自己評価
3 利用者の数	利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。	適 ・ 否
4 管理者	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適 ・ 否 兼務の状況 有 ・ 無
第3 設備に関する基準		
1 設備	(1) 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 ・ 否
	(2) (1)の規定にかかわらず、県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しているか。 ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けなくてもよい。	適 ・ 否
(1) 居室	居室は、次の基準を満たしているか。 イ 1の居室の定員は、1人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (経過措置) 平成18年4月1日において、現に存する養護老人ホームに係る特定施設における居室については、個室とする規定を適用しない。	適 ・ 否 経過措置適用 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項	
<ul style="list-style-type: none"> 他の事業所、施設等の職務に従事するとは、事業の内容は問わないが、例えば併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は、一般的には管理業務に支障があると考えられる。 「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときには、以下の点を考慮して判断すること。 <ol style="list-style-type: none"> 左記(2)～三の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 管理者及び防火管理者は、事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。 	○勤務表など	基準 第192条の4第3項 基準 第192条の5 法第74条第2項 基準 第192条の6第1項 基準 第192条の6第2項 解釈準用 (第3の八の2(3)) 基準 第192条の6第3項		
	○平面図	基準 第192条の6第4項 第一号 平18省令33号 附則第5条		

	着 眼 点	自己評価
	ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。	適 ・ 否
	ハ 地階に設けていないか。	適 ・ 否
	ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。	適 ・ 否
	ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けているか。	適 ・ 否
(2) 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものか。	適 ・ 否
(3) 便 所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適 ・ 否
(4) 食 堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適 ・ 否
2 構 造	(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適 ・ 否
	(3) 上記1設備に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。	適 ・ 否
(経過措置)	平成11年3月31日に現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、浴室及び食堂を設けないことができる。 ① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）（養護老人ホーム等）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。 ② 入所定員が50人未満であること。 ③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（家賃等）が比較的低廉であること。 ④ 入所者からの利用料、平成11年3月31日厚生省令第37号の第182条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。	経過措置適用有 ・ 無
(経過措置)	上記の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定特定入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置 等 居室及び食堂についていう「適当な広さ」の具体的な広さについては、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねるため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。 段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされているか。 	○当該説明文書など	<p>基準 第192条の6第4項 第一号</p> <p>基準 第192条の6第4項 第二～四号</p> <p>解釈 第3の十の2の2 (2)</p> <p>基準 第192条の6第5～ 7項</p> <p>平11厚令37号 附則第13条</p> <p>附則第16条</p>	
※別に厚生労働大臣が定めるもの：厚生大臣が定める有料老人ホーム（平成12年厚生省告示第48号）			

	着 眼 点	自己評価
3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている場合	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第257条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適・否
第4 運営に関する基準		
1 内容及び手続の説明及び契約の締結等	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。</p> <p>(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。</p>	<p>適・否 説明書等有・無 同意の確認有・無</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否 説明文書有・無</p>
2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に代えて当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。 利用者の同意は、どのように得ているか。当該同意については、書面によって確認することが望ましい。 <p>（重要事項の主な項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運営規程の概要 従業者の勤務の体制 外部サービス利用型指定特定施設事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居室サービスの種類 その他 <ul style="list-style-type: none"> 居室、浴室及び食堂の概要 要介護区分又は要支援の区分に応じて提供する標準的な介護サービスの内容 安否確認の方法及び手順 利用料（その改定の方法を含む。） 事故発生時の対応 苦情処理の体制 など <p>（正当な理由の例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 入居申込者が入院治療を要する場合 入居者が定員に達している場合 <ul style="list-style-type: none"> 入居者が事業者から、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。 	<p>○運営規程</p> <p>○利用料金等の説明文書、パンフレット等</p> <p>○同意に関する記録</p>	<p>基準 第192条の6第8項</p> <p>法第74条第2項</p> <p>基準 第192条の7</p> <p>解釈 第3の十の2の3 (1)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第179条)</p>	

	着 眼 点	自己評価
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。	適・否 事例の有無 有・無
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	適・否
3 受給資格等の確認	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するよう努めているか。	適・否
4 要介護認定の申請に係る援助	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	事例の有無 有・無
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	事例の有無 有・無
5 サービスの提供の記録	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している外部サービス利用型指定特定施設の名称を、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	適・否
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基本サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 主治の医師等から必要な情報を得る必要がある。 外部サービス利用型特定施設サービス計画書等に被保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとること。 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。 入居中は、居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスを受けられないので、他の事業者等が確認できるよう必要事項を記入しているか。 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 	<p>○外部サービス利用型特定施設サービス計画など</p>	<p>基準 第192条の12 準用(第179条)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第11条)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第12条)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第181条)</p> <p>鹿児島県条例</p>	

着 眼 点	自己評価
<p>6 利用料等の受領</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ 上記①、②に掲げるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第82条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>①費用の徴収有 ・ 無 ②費用の徴収有 ・ 無 ③費用の徴収有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否 書面等の有無有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否 領収書の交付有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 定められた利用者負担額（1割～3割相当額）の支払いを受けているか。 費用の全額（10割）の支払いを受けているか。 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 ③の費用の具体的な範囲については、別途通知に沿って適切に取り扱うこと。 <p>※別途通知</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成12年3月30日老企第52号） 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号） <ul style="list-style-type: none"> 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名を受けているか。 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でもよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 	<p>○金銭台帳の類 ○請求書及び領収証(控) ○介護給付費請求明細書 ○運営規程 ○利用料金等の説明文書</p>	<p>基準 第192条の12 準用(第182条)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第182条第3項)</p> <p>解釈 第3の十の2の3 (4)②</p> <p>平12老企52号</p> <p>平12老企54号</p> <p>法第41条第8項</p>	

	着 眼 点	自己評価
7 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 償還払い 有 ・ 無 証明書の交付 有 ・ 無</p>
8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定特定施設の特定施設従業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p> <p>【身体的拘束等の具体的行為】</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひもで縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 		<p>施行規則第65条</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 	<p>○ サービス提供証明書(控)</p>	<p>基準 第192条の12 準用(第21条)</p>	
	<p>○ 特定施設サービス計画など</p> <p>○ 実績記録</p>	<p>基準 第192条の12 準用(第183条第1項)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第183条第2項)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第183条第3項)</p>	
	<p>○ 重要事項説明書</p> <p>○ 特定施設サービス利用契約書 など</p>	<p>基準 第192条の12 準用(第183条第4項)</p>	
		<p>平13老155号 (身体拘束ゼロへの手引き)</p>	

着 眼 点	自己評価
<p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がり能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>記録の管理 有 ・ 無</p>
<p>(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、①切迫性②非代替性③一時性の3つの要件を満たしているかどうか「身体的拘束適正化検討委員会」で検討がなされているか。 また、身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>※身体的拘束適正化検討委員会：身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会</p> <p>① 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 (委員会検討事項例) イ 事業所内の推進体制 ロ 介護の提供体制の見直し ハ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ニ 事業所の設備等の改善 ホ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ヘ 利用者の家族への十分な説明 ト 身体拘束廃止に向けての数値目標</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 居宅基準第183条第4項及び第5項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 身体的拘束適正化検討委員会は、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 	<p>○身体拘束に関する記録</p>	<p>基準 第192条の12 準用(第183条第5項) 平13老155号の6</p> <p>基準 第192条の12 準用(第183条第6項) 解釈準用 (第3の十の3(5)②))</p>	

	着 眼 点	自己評価
	② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	適 ・ 否
	③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものである。 ・ 具体的には、次のようなことを想定している。 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 <p>③ 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>④ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p>		<p>解釈準用 （第3の十の3(5) ③）</p> <p>解釈準用 （第3の十の3(5) ④）</p>	

	着 眼 点	自己評価
9 特定施設サービス計画の作成	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 ・ 否
	(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適 ・ 否
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者については、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適 ・ 否
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	適 ・ 否
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適 ・ 否
(7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	適 ・ 否	
10 相談及び援助	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	適 ・ 否
11 利用者の家族との連携等	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項を含めたものとなっているか。 当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定施設サービス計画 ○課題分析票 ○実績記録 	<p>基準 第192条の12 準用(第183条第7項)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第184条第1～7項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告するなどの連携を図っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事計画など 	<p>基準第192条の12 準用(第187条) 解釈 第3の十の2の3(9)</p> <p>基準第192条の12 準用(第188条)</p>	

	着 眼 点	自己評価
12 利用者に関する市町村への通知	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>事例の有無 有 ・ 無</p> <p>事例の有無 有 ・ 無</p>
13 緊急時等の対応	<p>(1) 特定施設従業者は、現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p>	<p>適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p>
14 管理者の責務	<p>(1) 指定特定施設の管理者は、指定特定施設従業者の管理及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第12章第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
15 受託居宅サービスの提供	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。 緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましい。 管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の管理業務に支障がないといえるか。 必要な措置とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。 	<p>○運営規程 ○緊急時の連絡体制に関する書類</p> <p>○他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表 ○出勤簿 ○組織図等</p>	<p>基準 第192条の12 準用(第26条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3(15))</p> <p>基準 第192条の12 準用(第51条)</p> <p>解釈準用 (第3の二の3(3)(2))</p> <p>基準 第192条の12 準用 (第52条第1項)</p> <p>基準 第192条の2 準用 (第52条第2項)</p> <p>基準 第192条の8</p> <p>解釈 第3の十の2の3(2)</p>	

	着 眼 点	自己評価
6 運営規程	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 外部サービス利用型指定特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入居定員及び居室数</p> <p>④ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>⑥ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</p> <p>⑦ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p>なお、上記⑪の「その他運営に関する重要事項」として利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p>	適・否
17 受託居宅サービス事業者への委託	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。</p> <p>(2) 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者となっているか。</p> <p>(3) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第193条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護となっているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、(4)の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、(1)に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 変更があった場合、変更届を適正に行うこと。 左記④の「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指す。 <p>＜従業者の職種、員数及び職務の内容＞</p> <p>従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条（訪問介護員等の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。</p> <p>＜虐待の防止のための措置に関する事項＞</p> <p>虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</p>	○運営規定	<p>基準 第192条の9</p> <p>解釈 第3の十の2の3(3)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3(19)①)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3(19)⑤)</p>	※経過措置虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。
<ul style="list-style-type: none"> 1の居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能である。 <p>【委託契約に掲げる事項】</p> <p>イ 当該委託の範囲</p> <p>ロ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ハ 受託居宅サービス事業者の従業者により、当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを事業者が定期的に確認する旨</p> <p>ニ 事業者が、当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>ホ 事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記二の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを事業者が確認する旨</p> <p>ヘ 受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>		基準 第192条の10	

	着 眼 点	自己評価
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しているか。	適 ・ 否
	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。	適 ・ 否
	(8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適 ・ 否
18 勤務体制の確保等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	適 ・ 否
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって基本サービスを提供しているか。 ただし、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 業務について必要な指揮命令には、居宅基準第183条の身体的拘束等の禁止並びに準用第33条の秘密保持等、準用第37条の事故発生時の対応及び準用第51条の緊急時の対応の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務計画（予定）表など ○勤務表 ○辞令又は雇用契約書 	<p>基準 第192条の10第6～8項</p> <p>基準 第192条の12 準用（第190条第1,2項）</p> <p>解釈準用 （第3の十の3 （11）①～⑤）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 左記(3)の規定により、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者（受託者）に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。なお、給食、警備等の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。 ① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 			
<ul style="list-style-type: none"> 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行う上記④の指示は、文書により行わなければならない。 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅基準第191条の3第2項の規定に基づき、上記③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しなければならない。 			

着 眼 点	自己評価
(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)のただし書きの規定により基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適 ・ 否
(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 その際、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (当該義務付けの対象とならない者) ・各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師等とする。	適 ・ 否 実施時期 () 適 ・ 否
(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより外部サービス利用型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。 ※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 指定特定施設入居者生活介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての外部サービス利用型特定施設入居者生活介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。 新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規程 ○職員の研修の記録など 	<p>基準 第192条の12 準用(第190条第3項)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第190条第4項)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3(11)⑥)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第190条第5項)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3(11)⑦)</p>	<p>※経過措置 ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p> <p>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項 ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に係る法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業主には、職場におけるハラスメント（※1）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 <p>〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉 (指針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号） 「パワーハラスメント指針」（※2）（令和2年厚生労働省告示第5号） <p>(留意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等よ 			

	着 眼 点	自己評価
<p>19 業務継続計画の策定等</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※「業務継続計画」：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画</p>	適・否
	<p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	適・否
	<p>(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>り、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>＜事業主が講じることが望ましい取組について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。 ・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 ・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 ・ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 ・ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 <p>【業務継続計画の記載項目等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 ・ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 			<p>参考 厚生労働省ホームページ参照 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p> <p>※経過措置 ・業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p>
		<p>基準 第192条の12 準用(第30条の2)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3(12))</p>	

	着 眼 点	自己評価
20 協力医療機関等	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p>	<p>医療機関名 ()</p> <p>歯科医療機関 ()</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>【研修の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 <p>【訓練（シミュレーション）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <p>・ 協力医療機関は、施設から近距離にあることが望ましい。</p>	○契約書 など	<p>基準 第192条の12 準用(第191条)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3 (14))</p>	<p>参照 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継</p>

	着 眼 点	自己評価
21 非常災害対策	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>※「非常災害に関する具体的計画」：消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>※鹿児島県条例により定められているもの</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。</p> <p>② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業員に見やすいように掲示すること。</p> <p>③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>計画の有無 有 ・ 無 実施時期 ()</p> <p>防火管理者 有 ・ 無 定期的な訓練 有 ・ 無</p>
22 衛生管理等	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>・ レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日（ 年 月 日）</p> <p>・ 検査結果（以下に○を付す） 不検出（10CFU/100ml未満） 検 出（10CFU/100ml以上）</p> <p>・ 検出された場合、その対応は適切か。（ 適 ・ 否 ）</p> <p>・ 検査未実施の場合 検査予定月（ 年 月頃）</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、外部サービス利用型特定施設従業員に周知徹底を図っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。 防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 <p>・ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。</p> <p>・ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき、的確に行うこと。（水道法、水道法施行規則、水道法施行令） 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること。 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理を適切に実施すること。（H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知） 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 <p>【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <p>イ 感染症対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する 	<p>○浴槽・浴槽水のチェック表 ○浴槽・浴槽水の衛生管理票</p>	<p>基準 第192条の12 準用(第103条)</p> <p>解釈準用 (第3の六の3(7)①)</p> <p>鹿児島県条例</p> <p>解釈準用 (第3の六の3(7)②)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第104条)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3(13)①)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3(13)②)</p>	<p>※経過措置 ・感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p>

着	眼	点	自己評価
	<p>※感染対策委員会：感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>※感染対策担当者：感染対策を担当する者</p>		
<p>② 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p>			適・否
<p>③ 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において、外部サービス利用型特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>			適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 ・ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ・ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <p>□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ・ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 ・ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 		<p>基準 第192条の12 準用(第104条)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3 (13)②)</p>	<p>参照 「介護現場における感染対策の手引き」</p>

	着 眼 点	自己評価
23 掲 示	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)に規定する事項を記載した書面を当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。</p> <p>※重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程の概要、 ・ 特定施設従業員の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等 	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
24 秘密保持等	<p>(1) 指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
25 広 告	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>広告の有無 有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。 ・ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 	○運営規程	<p>基準 第192条の12 準用(第32条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (24))</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる点に留意すること。 イ 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入居申込者、入居者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 特定施設従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、特定施設従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。 	○秘密保持に関する就業時の取り決め	<p>基準 第192条の12 準用(第33条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 ・ 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がされ、文書による同意を得ているか。 	○利用者の同意に関する記録		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。 	○広告用パンフレットなど	<p>基準 第192条の12 準用(第34条)</p>	

	着 眼 点	自己評価
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 ・ 否
27 苦情処理	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 ・ 否
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関し、法第23条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市町村の調査 有 ・ 無 適 ・ 否 適 ・ 否
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	国保連の調査 有 ・ 無
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条（連合会の業務）第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 ・ 否
	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 事業所に対する利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会からの調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス内容の説明文書 ○苦情処理に関する記録 	<p>基準 第192条の12 準用(第35条)</p> <p>基準 第192条の12 準用(第36条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (28)①)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (28)②)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (28)③)</p>	

	着 眼 点	自己評価
28 地域との連携等	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力しているか。</p>	<p>適・否 交流の有無 有・無</p> <p>適・否</p>
29 事故発生時の対応	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>事故の発生 有・無</p> <p>適・否</p> <p>事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入</p> <p>適・否</p>
30 虐待の防止	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じているか。</p> <p>※高齢者虐待防止法：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）</p>	<p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 地域に開かれた事業として行われるよう、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定施設サービス計画 ○事業計画 ○消防計画など 	<p>基準 第192条の12 準用(第191条の2)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3 (15))</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事故に関する記録 ○緊急時の連絡体制に関する書類 	<p>基準 第192条の12 準用(第37条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○損害賠償保険証書 	<p>解釈準用 (第3の一の3 (30)③)</p>	
<p>○次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待の未然防止 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 虐待等の早期発見 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、入居者及びその家族からの虐待等に係る相談、入居者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 		<p>基準 第192条の12 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3 (16))</p>	<p>※経過措置 ・虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p>

着	眼	点	自己評価
	<p>① 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、外部サービス利用型特定施設従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※虐待防止検討委員会：虐待の防止のための対策を検討する委員会</p>	<p>適・否</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に関催することが必要である。 ・ 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・ 虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 <p>〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること 		<p>基準 第192条の12 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈準用 (第3の十の3 (16))</p>	

	着 眼 点	自己評価
	② 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	適・否
	③ 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において、外部サービス利用型特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	適・否
	④ 上記③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適・否
31 会計の区分	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>② 虐待の防止のための指針 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 ・ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・ 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 ・ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>		<p>基準 第192条の12 準用 （第37条の2）</p> <p>解釈準用 （第3の十の3 （16））</p>	
		<p>基準 第192条の12 準用（第38条）</p> <p>平13老振発第18号</p>	

	着 眼 点	自己評価
32 記録の整備	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 特定施設サービス計画 ② 第192条の8第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ③ 第192条の10第8項に規定する結果等の記録 ④ 準用第26条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑤ 準用第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 準用第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 準用第181条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑧ 準用第183条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑨ 準用第190条第3項に規定する結果等の記録</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
第5 変更の届出等	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
第6 電磁的記録等	<p>(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（受給者証の確認）第1項及び第181条（サービスの提供の記録）第1項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※「その完結の日」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記(2)①②④⑤⑥⑦～個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日。 ・ 左記(2)③～受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した日 ・ 左記(2)⑨～指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日 <p>・ 当該特定施設の計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成すること。</p> <p>・ 受託居宅サービス事業者のサービス計画（訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画、地域密着型通所介護計画等）は、特定施設サービス計画と整合が図られていなければならない。</p> <p>・ 左記(2)の①、②、⑦においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。</p> <p>・ 変更の届出を適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関の場合も同様） ⑧ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 	<p>○ 特定施設サービス計画書</p> <p>○ 実績記録 など</p> <p>○ 変更届（届）</p> <p>○ 変更届</p>	<p>基準 第192条の11</p> <p>解釈 第3の十の二の3(5)</p> <p>解釈準用（第3の十の3(6)）</p> <p>鹿児島県条例</p> <p>法第75条第1項</p> <p>施行規則 第131条第1項第十号</p> <p>法第75条第2項</p> <p>基準 第217条</p>	

特定施設入居者生活介護（外部）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
	<p>をいう。）により行うことができる。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>-----</p>			

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業

	着 眼 点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】 1 基本的事項	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第123号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所毎に指定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>※ 経過措置 (0.1%上乘せ分)</p> <p>令和3年9月30日までの間は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費に係るサービスの単位数について、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>割引設定 有 ・ 無 (/100)</p> <p>適 ・ 否</p>
2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費	<p>指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定しているか。</p> <p>看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生労働省告示第27号の五）に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数：厚生労働省告示第165号（平成18年3月18日） ※厚生労働大臣が定める単位数：厚生労働省告示第165号（平成18年3月18日）</p> <p>イ 基本サービス部分は1日につき83単位とする。</p> <p>ロ 各サービス部分については、特定施設サービス計画に基づき受託居宅サービス事業者が各利用者に提供したサービスの実績に応じて算定する。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>事例の有無 有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率(〇〇%)を設定する。 割引設定をしている場合、事前に県に届け出をしているか。 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。 <p>【報酬の算定及び支払い方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費は、基本サービス部分及び各サービス部分からなり、イ及びロの単位数を合算したものに特定施設入居者生活介護の1単位の単価を乗じて得た額が一括して事業者を支払われる。 介護職員が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、イの基本サービス部分についてのみ適用される。 事業者においては、居宅サービス基準上、看護職員の配置は義務づけられていない。 以下の点については、指定居宅サービスの算定基準と取扱が大きく異なるので、留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 訪問介護について <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護に係る報酬額については、15分ごとの算定となっていること。 介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限り、算定すること。 b 訪問看護 <ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービス提供に限り算定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費請求書(控) 介護給付費請求明細書(控) 領収証(控) サービス提供票 特定施設サービス計画など 実績記録 	<p>法第41条第4項 法第53条第2項</p> <p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示 附則第12条</p> <p>報酬告示 別表の10の注2</p> <p>解釈 第2の4(2)①</p>	<p>報酬告示： 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18厚生省告示第165号）</p> <p>解釈： 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する伴う実施上の留意事項について（平12老企第40号）</p>

特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）

	着 眼 点	自己評価
3 障害者等支援加算	<p>養護老人ホームである指定特定施設において、知的障害又は精神障害を有する利用者であって、これらの障害の状況により、指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスの提供に当たって、特に支援を必要とするものに対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算しているか。</p>	適・否
4 受託居宅サービス事業者への委託料について	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が受託居宅サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとなっているか。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「知的障害者又は精神障害を有する者」とは、具体的には以下の障害等を有する者を指す。 <ul style="list-style-type: none"> イ 「療育手帳制度について」第5の2の規定により療育手帳の交付を受けた者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ハ 医師により、①又は②と同等の症状を有するものと診断された者 		<p>報酬告示第19号の別表第1の注2</p> <p>解釈 第2の4(2)③</p> <p>解釈 第2の4(2)②</p>	

【鹿児島県からお願い】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に際しまして、これまで地域振興局や支庁（注1）では、届出の「受理通知」を発行しておりましたが、令和5年4月からは発行いたしていません。

（注1）事業所の所在する市町村を管轄する各地域振興局及び支庁です。
鹿児島市内に所在する事業所の提出先は鹿児島市長寿あんしん課です。

【届出を受付けた記録を希望する場合】

- ・ 地域振興局や支庁では、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）（別紙2）の控えに「受付印」を押印（注2）しています。
- ・ 郵送の場合は、返信用封筒（返信先のあて名を記入，必要額の切手を貼付）も必要です。※持参の場合は不要です。

（注2）受付印を押印した届出書の控えは、届出書が地域振興局及び支庁に到着した日付を示すもので、手続きの完了等を意味するものではありません。
必要に応じて届出書の差し替えや再提出を求める場合があります。